

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中  
← 厚生労働省 老健局老人保健課・振興課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業に係る Q&A  
計6枚（本紙を除く）

Vol.546

平成28年4月18日

厚生労働省老健局

老人保健課・振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3947、3986)  
FAX : 03-3595-4010、03-3503-7894

介護予防・日常生活支援総合事業に  
係る Q&A

【平成28年4月18日版】

## 介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ & A

問1 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の例によることとされているが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス又は通所型サービスのみの指定事業者については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて市町村に届け出るものとする。

(2) 介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。（届出先が市町村である場合は、市町村へ届出を行うのみでよい。）

※ みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。

(参考)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に

関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護  
予防支援の要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費  
用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額  
の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等にお  
ける留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課  
長通知）」第6

- 2 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、  
市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課法令係（内線 3948・3949）

問2 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防通所介護の例によることとされているが、事業所評価加算の取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

1 加算の届出については次のとおりとする。

- (1) みなし指定の事業者は、平成27年3月以前に都道府県へ届出を行っている場合は、改めて市町村へ届出を行う必要はない。
- (2) みなし指定の事業者が平成27年4月以降に届出を行う場合及びみなし指定の事業者以外の指定事業者における事業所評価加算の届出は、「事業所評価加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」に準じて市町村に届け出る。

2 総合事業移行後の事業所評価加算の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者は、移行前の平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間において事業所評価加算の算定式を満たしていれば、移行当年度の平成27年度においては事業所評価加算の算定が可能である。（平成28年度、平成29年度に総合事業へ移行する場合も同様。）
- (2) また、平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者（旧介護予防通所介護に相当するサービスの新規指定の事業者を含む）が、翌年度の平成28年度に事業所評価加算を算定するためには、「事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」の4（4）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととするが、以下の①及び②の算定式を満たす必要がある。

① 選択的サービスの受給者割合の算出

$$= \frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護を利用した者の数}} \geq 0.6$$

(注1) 利用した者の数はみなし指定を受けた通所型サービスの利用者数も含む。

② 評価基準値の算出

$$= \frac{\text{要支援状態区分の維持者数 (A) + 改善者数 (B) \times 2}}{\text{評価対象期間内に運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数 (C)}} \geq 0.7$$

(注2) 維持者数 (A) には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。

- ・要支援1・2が更新により、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）となった場合
- ・事業対象者が継続して事業対象者である場合

(注3) 改善者数 (B) には要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

(注4) 更新・変更認定を受けた者の数 (C) には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者の数も含む。

(参考)

|          |       | 現在の状態 |      |       |          |
|----------|-------|-------|------|-------|----------|
|          |       | 要支援2  | 要支援1 | 事業対象者 | 事業対象外(※) |
| 元の<br>状態 | 要支援2  | A     | B    | A     | B        |
|          | 要支援1  | —     | A    | A     | B        |
|          | 事業対象者 | —     | —    | A     | B        |

※ 要介護者になった者を除く。

3 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）

問3 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）は廃止され、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に再編されたが、新しい事業の関係性と実施にあたっての留意点について説明されたい。

（答）

介護予防・日常生活支援総合事業は、一般介護予防事業において、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことを基本としつつ、高リスクな高齢者に対しては個別の必要性に応じて介護予防・日常生活支援サービス事業を組み合わせる実施することができるようにしたものである。

すなわち、これからの介護予防におけるハイリスク・アプローチは単独で実施するのではなく、ポピュレーション・アプローチと組み合わせる一連のものとして実施することによって効果的なものとなる。

特に、訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）については、生活行為向上リハビリテーションの考え方と同様に、居宅訪問による生活行為課題のアセスメント、興味・関心チェックシートなどを活用した利用者本人の意欲把握と動機付け、サービス終了後の社会参加を見据えた保健・医療専門職によって提供される介護予防サービスを、一般介護予防事業と組み合わせる実施することが推奨される。

介護予防・生活支援サービス事業については、貴自治体におけるこれまでの二次予防事業の実績と問題点を総括した上で、住民主体の介護予防活動を進めつつ、地域の実情に応じてバランスよく展開されたい。

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）